

令和3年10月吉日

各 位

(株)中日総合サービス

衆議院議員選挙用選挙ビラ取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、来る10月31日に行われます衆議院議員選挙における選挙ビラ受付につきまして、ご案内を申し上げます。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

受け付けは下記3種類になります。

A【候補者個人ビラ】

- 1.頒布できるのは2種類以内、サイズはA4までです。
- 2.頒布出来る枚数は合計 70,000枚まで。
- 3.当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼付し、表面に頒布責任者及び印刷者の住所氏名（法人の場合はその所在地と法人名）を記載しなければ頒布できません。
- 4.折込料金は、愛知県下5割増料金です。（但し全国紙は通常）

B【候補者届出政党ビラ】

- 1.頒布できるのは、種類に制限はありませんが、サイズはA3までです。
- 2.頒布出来る枚数は 40,000枚×候補者数以内。但し選挙区ごとに40,000枚以内。
- 3.当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼付し、表面に頒布責任者及び印刷者の住所氏名（法人の場合はその所在地と法人名）、候補者届出政党の名称を記載しなければ頒布できません。
- 4.折込料金は、愛知県下5割増料金です。（但し全国紙は通常）。

C.【名簿届出政党等ビラ】

- 1.頒布出来るのは2種類以内です。
- 2.枚数・サイズに制限は無く、証紙貼付の必要はありません。
- 3.名簿届出政党等の名称、頒布責任者及び印刷者の住所氏名（法人の場合はその所在地と法人名）、届出ビラである旨を表示する記号を記載しなければ頒布できません。
- 4.折込料金は通常該当サイズ料金です。

いずれも、実施にあたっては念書を作成頂きます。

頒布可能な期間は、立候補届出（告示日より届出受付）受理後から投票日前日までです。

岐阜県・三重県では一部選挙ビラを受け付けない地区、料金の異なる地区があります。

また、選挙公報を折込で行う行政区のうち、公報と法定ビラが同日の折込となった場合に法定ビラの同日折込を自粛するよう要請のある行政区については、特に予備日指定が無ければ、公報折込後で指定日に一番近い日に変更させていただきます。ご了承ください。

ご不明な点は、別途お問い合わせください。

以上